

野田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木 有

## 野田市条例第41号

### 野田市火災予防条例の一部を改正する条例

野田市火災予防条例（昭和37年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第29条中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。）」を加える。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項第6号」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。